

令和6年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第266回定例会

8月1日開会

8月1日閉会

第 266 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 6 年 8 月 1 日（木曜日）

出席議員(18名)

1番 松野久郎君	2番 小川正人君
3番 馬場道晴君	4番 武藤広一君
5番 佐藤長成君	6番 佐藤敏文君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 鈴木宏君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 佐藤清隆君
17番 佐藤吉市君	18番 大槻正儀君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	副町長 奥山隆明君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
教育長 阿部誠君	会計管理者 水戸卓司君
総務課長 向山恒雄君	企画財政課長 及川修君
滞納整理課長 菊地秀行君	介護保険課長 大内豊君
業務課長 阿部直樹君	消防長 遠藤次男君
次長兼予防課長 二瓶忠弘君	管理課長 古山宗之介君
警防課長 大泉智裕君	指令課長 日下仁史君
教育次長 加藤雅章君	

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 阿部和之君
------------	----------

議事日程

令和6年8月1日（木） 午後3時00分開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 諸報告
 - 第5 報告第1号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第2号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
 - 第6 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
 - 第7 第11号議案 監査委員の選任について
 - 第8 第12号議案 消防救急デジタル無線システム等更新工事（消防本部）請負契約の締結について
 - 第9 第13号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について
 - 第10 第14号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例
 - 第11 第15号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 午後3時43分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

報告第1号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第2号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

第11号議案 監査委員の選任について

第12号議案 消防救急デジタル無線システム等更新工事（消防本部）請負契約の締結について

第13号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

第14号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

第15号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

午後 3 時 00 分 開会

○議長（馬場道晴君） 皆さま、こんにちは。開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。
去る 7 月 14 日に角田市長選挙が告示されました。

その結果、黒須貫さんが無投票で当選され、引き続き、当組合理事に御就任されることになりました。

この際、黒須理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思います。（「議長」の声）黒須貫理事。

○理事（黒須貫君） ただ今、御紹介をいただきました角田市長の黒須貫でございます。

先般、7 月 21 日に行われました角田市長選挙におきまして、再び当選させていただきました。今後引き続き、当組合理事といたしまして仙南地域の行政課題の解決、そして組合の運営に力を尽くしてまいりたいと思いますので、引き続き皆さまの御理解、御指導、ごべんたつを賜りますようお願いいたしまして、一言の挨拶とさせていただきます。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（馬場道晴君） これより、第 266 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

なお、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により、議会に出席しておりますので、御了承願います。

ただ今の出席議員は、18 名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（馬場道晴君） 日程第 1、議席の指定を行います。

この度、組合同約第 5 条の規定により、当組合議会議員となられました方の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、5 番佐藤長成君、6 番佐藤敏文君、15 番眞壁範幸君、16 番佐藤清隆君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方を御紹介いたします。

3 月 6 日付けで蔵王町議会議長となられました佐藤長成君でございます。

○5 番（佐藤長成君） はい、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（馬場道晴君） 蔵王町議会から選出されました、佐藤敏文君でございます。

○6 番（佐藤敏文君） はい、よろしく願います。（拍手）

○議長（馬場道晴君） 4 月 4 日付けで川崎町議会議長となられました、眞壁範幸君ござい

ます。

○15番（眞壁範幸君） はい、よろしくお願いします。（拍手）

○議長（馬場道晴君） 川崎町議会から選出されました佐藤清隆君でございます。

○16番（佐藤清隆君） はい、よろしくお願いします。（拍手）

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（馬場道晴君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番佐藤長成君、14番大坂三男君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（馬場道晴君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（馬場道晴君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に申し上げたように、蔵王町及び川崎町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、議会委員会条例第4条の規定により、3月6日付けで佐藤敏文君、4月4日付けで佐藤清隆君を指名選任したので御報告申し上げます。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて理事長より報告があります。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第266回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました蔵王町及び川崎町の議会議員選挙において、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました蔵王町の佐藤長成議員及び佐藤敏文議員、並びに川崎町の眞壁範幸議員及び佐藤清隆議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして就任のお祝いを申し上げます。

併せて、組合行政の推進につきまして御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告であります。はじめに、諸手当の不適正受給による職員の懲戒処分についてであります。

本件は、大河原消防署村田出張所に勤務する男性消防職員、23歳が、令和5年2月、居住していた大河原町の賃貸住宅を解約し、自身の生活拠点を仙台市内の友人宅へ移していたにもかかわらず、故意に必要な手続きをせず、住居手当及び通勤手当を不正に受給していたものであります。

この職員に対する処分であります。本年5月31日付けで減給10分の1、1か月の懲戒処分とし、併せて直属の上司である消防署長に対して、指導監督不行き届きにより、文書による厳重注意処分としたものであります。

なお、懲戒処分とした職員は、同日付けで依願退職しております。

度重なる職員の不祥事について、誠に遺憾に思う次第であります。理事会を代表し、議員各位並びに圏域住民の皆さまに対し、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は、このような不祥事を起こさないよう法令遵守及び服務規律の確保を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質で汚染された1キログラムあたり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の焼却処理についてであります。

震災発生から長期間にわたり一時保管を余儀なくされていた農家の方々の負担解消を図るため、令和元年5月から仙南クリーンセンターで行ってきた農林業系廃棄物の焼却処理は、令和元年東日本台風災害の廃棄物処理優先のため一時休止したものの、本年5月16日、総焼却量約4,800トンをもちまして、当該事業の全てが終了したことを御報告申し上げます。

また、焼却処理期間中における、環境管理計画に定める煙突排ガス、スラグ及び固化灰などの放射性セシウム濃度の測定並びに敷地境界等における空間線量率の測定結果は、いずれも環境管理基準以下でありました。

議員各位には、当該事業に対し、格段の御理解、御協力を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

なお、焼却関連委託料の精算に係る補正予算を本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、高規格救急自動車の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであります。

柴田消防署の高規格救急自動車は、取得後11年が経過し、老朽化が著しいことから更新を図ったもので、新車両を本年2月15日に配備し、同月22日から運用を開始いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、AZ9ジュニア・アクターズ第32期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として実施しておりますA Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業であります。本年度も圏域内の小学3年生から6年生までの児童を対象に団員を募集いたしましたところ、新たに14名の児童が第32期生として入団することとなりました。

第30・31期生と合わせ総勢26名のジュニア・アクターズは、地域イベントへの出演やアウトリーチなど、郷土愛を育む活動を行いながら、来年2月の公演に向けて、始動したところでもあります。

また、今年度から、新たな取り組みとして、演劇や表現に触れるワークショップを開催するなど、地域の子供たちにとって、より参加しやすい態勢を構築し、更なる団員の募集を行ってまいりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、仙南ふるさとコミュニティーメディアグランプリの結果についてであります。

令和5年度は、紙しばい部門に1作品、ムービー部門に3作品、記録映像部門に2作品の計6作品の応募がありました。

去る2月27日に行われた審査会の結果、最優秀賞には、紙しばい部門のNPO生涯学習実践塾阿部弘子氏の『宮城県丸森町齋理屋敷物語「ダンボがポンド」』が、ムービー部門の鈴木哲也氏の『郷土の先人 小室達 薬師如来像物語～像に秘められた2人の絆～』が、記録映像部門の村田町佐藤富雄氏の『私達の郷土を走っていた 幻のSL 軽便鉄道』が、それぞれ選定されました。

なお、紙しばい部門の最優秀賞作品並びにムービー部門の最優秀賞作品及び優秀賞2作品の計4作品が全国自作視聴覚教材コンクールに推薦されることとなりました。

以上、御報告いたします。

○議長（馬場道晴君） これより、行政報告への質疑を行います。

議会先例により質疑は1人1回限りとなります。

質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で行政報告への質疑を終わります。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

報告第2号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（馬場道晴君） 日程第5、報告第1号、専決処分の報告について、公用車、高規格救急自動車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について及び報告第2号、専決処分の報告について、公用車、高規格救急自動車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について一括して報告を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についての2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から理事会に委任されております

交通事故に係る賠償金の額の決定及び和解に関するもので、それぞれ理事会において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

まず、報告第1号につきましては、本年1月10日、大河原消防署の高規格救急自動車が、大河原町内の共同住宅で発生した救急、急病事案に出動し、当該共同住宅の駐車場に到着後、方向転換のため後進したところ、駐車していた車両に衝突する物損事故を起こしたものであります。

この事故により、相手方車両の運転席側前部に損傷を与えたことから、保険会社を通した話し合いの結果、相手方に過失はなく、当組合が相手方に32万9,637円の損害賠償金を支払うことで、専決処分書のとおり和解したものであります。

なお、損害賠償金の支払いであります。当組合が加入しております保険会社により対応したものであります。

次に、報告第2号については、本年1月25日、白石消防署七ヶ宿出張所の高規格救急自動車が、救急、急病事案に出動し、七ヶ宿町の現場から大河原町内の医療機関に患者を搬送中、白石市小原湯元地内の国道113号線上において、シャーベット状の路面でスリップし、道路脇に設置してある道路標識及び道路境界表示反射板を破損させる物損事故を起こしたものであります。

幸いこの事故による負傷者はありませんでしたが、相手方が管理する標識などを破損させたことから、保険会社を通した話し合いの結果、当該標識などを原状復旧することで、宮城県白石警察署長及び宮城県大河原土木事務所長とそれぞれ和解したものであります。

なお、復旧に要した経費であります。道路標識一式12万3,429円、道路境界表示反射板一式11万8,955円については、当組合が加入しております保険会社により対応したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で報告第1号及び報告第2号を終わります。

日程第6 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（馬場道晴君） 日程第6、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第3号、繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計において、柴田衛生センターし尿処理施設に係る各種ポンプ他補修工事で5,500万円を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）及川企画財政課長。

○企画財政課長（及川修君） それでは、理事長の命によりまして、報告第3号の詳細説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

令和5年度仙南地域広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

柴田衛生センター各種ポンプ他補修工事において、汚泥打ち込みポンプの交換部品となる半導体などの部品の入手が困難となり、年度内に事業の完成が見込めないことから、事業費を令和6年度に繰り越したものであります。

令和6年度への繰越額は、5,500万円で、繰越の財源につきましては、一般財源でございます。

なお、事業完了予定日は、令和7年1月10日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で報告第3号を終わります。

日程第7 第11号議案 監査委員の選任について

○議長（馬場道晴君） 日程第7、第11号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。

議員の方々は議員控室にお集まり願います。

午後3時18分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（馬場道晴君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第11号議案、監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第11号議案、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

当組合の監査委員として識見を有する者のうちから選任いたしております佐藤長壽郎君が去る7月29日をもって任期満了となりましたことから、後任として新たに蔵王町の佐藤雄司君を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく同町職員として勤務され、農林観光課長、総務課長を歴任されました。

人格高潔にして行政全般にわたり精通しておられる方で、現在、同町の代表監査委員として、その任にありますので、当組合監査委員として適任であると存じます。

何とぞ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただ今、議題となっております、第11号議案、監査委員の選任については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第11号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただ今、監査委員の選任について同意されました佐藤雄司君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。佐藤雄司君。

[監査委員 佐藤雄司君 入場]

○監査委員（佐藤雄司君） ただ今、御審議を賜り可決、決定をいただきました佐藤でございます。私は平成28年3月に退職をさせていただきました。その後、蔵王町の代表監査委員ということで、現在3年目を迎えております。私は、今回のことにつきまして少し考えさせていただきましたが、これも皆さまと長い間お付き合いいただいた結果の御縁でございますので、この御縁をしっかりと大切にしながら、誠実に対応させていただきたいと思っております。皆さま方のさらなる御指導、ごべんたつを心からお願い申し上げて一言の挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

[監査委員 佐藤雄司君 退場]

日程第8 第12号議案 消防救急デジタル無線システム等更新工事（消防本部）
請負契約の締結について

○議長（馬場道晴君） 日程第8、第12号議案、消防救急デジタル無線システム等更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第12号議案、消防救急デジタル無線システム等更新工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度当初予算において債務負担行為を設定した工事であります。

当該設備は設置後12年が経過し、故障時における部品の調達が困難な状況にあることか

ら更新工事を行うものであり、今回の更新により、無線不感地帯の縮小化及び無線送受信の明瞭化が見込まれ、さらなる消防活動の円滑化が図られるものであります。

契約につきましては、当該設備は沖電気工業株式会社が開発・設置したもので、更新する機器・設備にあっては既存のシステムとの互換性や連携を保持しなければならないことから、同社東北支社を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び仙南地域広域行政事務組合財務規則第101条第1号トの規定に基づき、去る4月26日に見積合わせを行った結果、予定価格を下回る、契約金額8億5,800万円をもって、5月2日付けで工事請負契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間といたしましては、組合議会議決の日から令和8年3月13日までであります。

なお、参考資料として、当該工事の概要に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第12号議案、消防救急デジタル無線システム等更新工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第13号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

○議長（馬場道晴君） 日程第9、第13号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第13号議案、普通消防ポンプ自動車の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

現在、柴田消防署に配備されている普通消防ポンプ自動車は、取得後17年が経過しており、車両本体に劣化が見られ、災害現場において支障を来す懸念が出始めたことから更新するものであります。

今回、取得しようとする車両は、降雪地帯に対応するためオールシャッター仕様とし、電気油圧式ホースカー昇降機、手動式梯子昇降装置を取り付けるなど、隊員の負担軽減を図っ

た車両となっております。

入札参加業者につきましては、資格、信用ともに十分である当該車両の製造及び納品メーカー全9者を指名し、全者出席の下、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る4月26日に入札会を行っております。

その結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格4,785万円をもって、5月2日付けで物品売買仮契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料及び当該車両の概要に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第13号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第14号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を 改正する条例

○議長（馬場道晴君） 日程第10、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第14号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、情報の公開に関し開示請求できる対象者について、改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて、詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山総務課長。

○総務課長（向山恒雄君） それでは理事長の命によりまして、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書は10ページとなります。説明につきましては、こちらの参考資料を用いまして説明いたしますので、お手元に御用意いただきたいと思ひます。

それでは参考資料4ページをお開きいただきたいと思ひます。

この条例は、組合が保有する情報の公開につきまして、必要な事項を定めたものでございす。先ほど、理事長の提案理由にもありすとおひ、現在、公文書の開示を請求できる者などは圏域内に住所を有する者に制限していることから、圏域外の住民も含め、誰もが開示請求できるよう所要の改正を行うものでございす。

参考資料の5ページを御覧いただきたいと思ひます。

新旧対照表上段の改正案、第5条、開示請求権でございすが、傍線を付した部分のように何人も請求することができるよう改めるものでございす。

なお、これによりまして、これまで規定しておひました居住制限などを全て廃止するものでございす。

最後に、施行期日でございすが、公布の日から施行しようとするものでございす。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 第15号議案 令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正 予算（第1号）

○議長（馬場道晴君） 日程第11、第15号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第15号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号について、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243万2,000円を追加し、予算の総額を53億941万4,000円にするものであります。

その概要であります。仙南リサイクルセンターにおいて建物診断に要する経費を追加するほか、仙南クリーンセンターにおいては、農林業系廃棄物焼却関連業務の終了に伴い経費の精算を行うとともに、構内道路東側法面の復旧に要する経費を追加するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて、詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）及川企画財政課長。

○企画財政課長（及川修君） それでは、理事長の命によりまして、第15号議案の詳細説明を申し上げます。

令和6年度予算書8月補正を御用意ください。

令和6年度予算書8月補正、1ページをお開き願います。

第15号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,243万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億941万4,000円といたそうとするものであります。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、補正予算の詳細について、御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

4款2項2目じん芥処理費の補正となります。

委託料では、仙南リサイクルセンターにおいて、建物診断業務等委託料275万円を新たに追加するものでございます。令和5年度において建築物老朽度基礎調査を行ったところ、粗大ごみ処理棟で構造性能にも影響する重大な損傷があり、早急な対応が必要との診断を受けたことによるものでございます。

次に、仙南クリーンセンターにおいて、農林業系廃棄物焼却関連業務131万8,000円を減額するものでございます。

今年度におきまして、丸森町分として260トン、8月まで受け入れる計画でありましたが、焼却期間が3か月短縮し5月16日で終了したこと、焼却量が5.2トン減少したことにより、関連経費の精算を行ったものでございます。

工事請負費では、仙南クリーンセンターにおいて、法面復旧工事1,100万円を新たに追加するものでございます。令和5年8月に仙南クリーンセンター構内道路東側法面の一部が崩落したことによるものでございます。

歳入予算について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

農林業系廃棄物関連経費に係る財源でございますが、事業費の2分の1が国庫補助金、補助裏が震災復興特別交付税となっておりますことから、1款1項1目市町負担金、丸森町分及び3款1項1目衛生費国庫補助金でそれぞれ65万9,000円を減額するものでございます。

次に、仙南リサイクルセンター建物診断業務等委託及び仙南クリーンセンター法面復旧工事に係る財源は6款1項1目財政調整基金1,375万円とするものでございます。

以上で、第15号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第15号議案、令和6年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第266回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後3時43分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和6年8月1日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 馬 場 道 晴

署名議員 佐 藤 長 成

署名議員 大 坂 三 男